

森を守る

森林環境税を活用した取組(林業環境政策課)

○現状と課題

高知県は、林野率が84%と全国一の森林県です。しかし、急激な過疎や高齢化、木材価格の低迷などによって林業経営が困難となり、間伐などの手入れが行き届かない人工林が増えています。

その結果、水源かん養機能の低下や土壌の流出が起こり、森だけではなく川や海への影響も懸念されるなど、森林の荒廃は私たちの生活環境の問題となっています。

○施策の展開

(実施した取組)

高知県では、平成15年度に全国に先駆けて、森林環境の保全を目的とする税制度「森林環境税」を導入し、県民の皆さんに森のサポーターとなっただけ「500円の森づくり」を進めてきました。

1 県民参加の森づくりの推進

森林への関心の高い方に限らず幅広い県民を対象として、多様な媒体により森林の重要性や県産材の利用など、一人ひとりの行動と森林保全のつながりをわかりやすくPRしました。

また、「こうち山の日(11月11日)」を中心に、県民一人ひとりが豊かな森林の恵みに感謝し、森林や山を守る活動の重要性などに対する理解と関心を深めていただく事業を行いました。



森林環境税イメージロゴ



こうち山の日の様子

2 荒廃森林の整備

地域が一体となって、県民生活に身近な森林を、整備、管理、活用していく取組を支援しました。

また、森林整備を実践する森林保全ボランティア団体の設立や活動を支援し、適正な森林管理を促進しました。

【生き生きこうちの森づくり推進事業】



広葉樹林の整備



森林保全ボランティア

(実施する取組)

森林環境税は、平成20年度から5年間延長し、平成23年度は、次のような事業に活用します。

1 CO2吸収や水源かん養など公益的機能を増進する森づくりの推進

(1) 健全な森づくり

CO2吸収効果の高い、若い人工林(11~35年生)の間伐を行い、森林環境の保全につながる取り組みを進めています。(林業改革課)

(2) シカ被害対策

近年、深刻さを増しているシカによる食害に対して、「広域連携による捕獲隊」を結成して、シカ生息密度の高い地域を中心に広域的な捕獲を行っています。

(3) 県民の身近な森林の整備への支援

県民生活に身近な森林を、地域が一体となって整備、管理、活用していく取り組みを支援することで、森林やその重要性について県民の理解と関心を深め、環境面の機能を安定して発揮できる森林整備を行っています。

(4) 森林保全ボランティアの支援

森林整備を实践する森林保全ボランティア団体の活動を支援し、適正な森林管理を進めています。

2 将来を担う子どもたちへの森林環境教育や、県民の主体的な活動の支援

(1) 広報活動

森林環境税に関する年度別の実績をお知らせするパンフレットの作成や、森林環境税情報誌「mamori」の発行を通じて、県民の皆さんに広報を行い、税の用途を明らかにしています。また、森や山に関する普及・啓発のための広報を進めています。(林業環境政策課)



森林環境税に関する情報誌「mamori(まもり)」

(2) 「こうち山の日」の取り組み

「こうち山の日(11月11日)」を中心に行われる県民の皆さんの自発的な活動に支援を行い、森や山に対する理解と関心を深める取り組みを進めています。(林業環境政策課)

(3) 森林環境教育の推進

「こうち山の日(11月11日)」の制定趣旨や「木の文化県構想」を身につけ行動できる人材を養成するとともに、将来を担う子ども達に対する森林環境学習を進めています。(林業環境政策課)

(4) 幼少期の感動体験活動支援

幼少期の子どもたちを対象とする自然体験プログラムの実践と、ネットワークづくりや県民の皆さんへの情報提供を行っています。(生涯学習課)

3 持続可能な山の暮らしを支える森づくりへの支援

(1) 木の香るまちづくりの推進

県内の公共的施設や幼稚園、保育園、小中学校が行う木を活用した取り組みを支援しています。また、公共的空間の内外装に県産材を活用する整備に対して、支援を行っています。(木材産業課)

(2) 木質バイオマスの利用に対する支援

木質バイオマスは、利用することで森林整備の促進に寄与するなど、環境的な価値があります。こうした環境価値の部分について認証を受け証書という形で発行し、自然エネルギーの利用を選択する企業に対して販売することによって、環境価値をバイオマスエネルギーを活用する方に還元していく取り組みを進めています。(木材産業課)

4 環境に配慮した取り組みへの支援

(1) CO2オフセット・クレジットセンターの運営支援

本県の森林資源を温暖化対策に活用するため、高知県J-VER制度の県内森林吸収プロジェクトの県認証に関する予備審査及び県オフセット・クレジットセンターの運営を外部に委託し、CO2吸収による地球温暖化対策を進めるとともに、雇用の創出につながるよう取り組んでいます。(環境共生課)

(2) 希少野生植物の保護

希少野生植物の食害被害を防止するため、現況調査の実施や防護ネットの設置を行っています。(環境共生課)



希少野生植物の食害被害を防止する防護ネット

### 県産材利用推進に向けた 行動計画への取組

(木材産業課)

#### ○現状と課題

県産材の需要拡大を図るため、平成16年10月に県産材利用推進方針を策定し、平成17年には、具体的な数値目標を掲げた行動計画を定め、公共建築施設の木造化及び公共土木工事への木材利用に取り組んでいます。

このような状況の中、昨年10月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行され、都道府県においても木材利用の目標等を内容とする方針を定めることができるとされました。

このため、従来の「県産材利用推進方針」を見直し、木材利用促進法に定める「都道府県方針」として位置づけ、より一層の木材利用の促進を図るよう改定を行いました。

#### ○施策の展開

(実施した取組)

##### 1 公共建築施設の木造化

平成22年度は、県有施設11件中11件が木造化され、市町村などの補助施設については、63件中43件が木造・木質化されました。

また、昨年度は、平成16年の方針策定以降初めて庁舎（幡多児童相談所）が木造で整備されました。

##### 2 公共土木工事への木材利用

平成22年度の木材利用量は公共事業費の減少などにより目標達成はならなかったものの、木製型枠と工事用資材の使用率は平成21年度を上回る使用となりました。

【平成22年度取組】

- ①公共建築施設の木造化
  - (ア) 県有施設 (目標100%)  
実績：11件中→11件木造化 (達成率100%)
- ②公共土木工事への木材利用
  - (ア) 木材利用量 (目標工事費1億円当たり12m<sup>3</sup>)  
実績：1,856m<sup>3</sup> (工事費1億円当たり6m<sup>3</sup>)
  - (イ) 木製型枠使用率 (目標100%)  
実績：100%
  - (ウ) 木製資材使用率 (目標100%)  
実績：90.0%
- ③木製備品類の導入 (目標100%)  
実績：83.0%

#### (実施しようとする取組)

今年度も引き続き、「県産材利用推進に向けた行動計画」に掲げる目標値の達成に向けて、地域ごとの地域推進会議等を通じ、公共的建築施設の木造化、木質化及び公共土木工事や備品などの木製品等への木材利用を推進するとともに、市町村には、法律に基づく「市町村方針」の作成について働きかけを行ってまいります。



県産材により整備した県庁舎  
(幡多児童相談所:外観)



県産材により整備した県庁舎  
(幡多児童相談所:内観)

県産材を使用した  
木造住宅への助成制度

(木材産業課)

○現状と課題

森林はCO<sub>2</sub>を吸収し、固定することから地球温暖化対策としてその役割が注目されており、森林から伐採された木材が住宅に形を変えても炭素は蓄えられたままであることから、『木の家』は地球に優しい住宅といわれています。

しかし、高知県は森林県でありながら新設着工住宅の木造比率については、全国平均に届かない状況にあるなど、地域の資源を活用した住宅供給が十分に行われているとはいえない状況が続いています。

○施策の展開

(実施した取組)

そうした中、県では、平成16年度から県産乾燥材を構造材に50%以上使用し、一定の基準を満たした木造住宅に対して助成する「こうち安心の木の住まいづくり助成事業」を実施し、良質で長持ちし、安心して生活できる木造住宅の普及や、県産材の利用促進を図っています。

また、平成21、22年度には、県産乾燥材を構造材に50%以上使用した木造住宅に対して助成する「新・木の住まいづくり助成事業（高知県県産材利用住宅促進緊急対策事業）」を実施し、より一層の県産材の利用促進を図りました。

■実績戸数

(1) こうち安心の木の住まいづくり助成事業

- ・平成16年度：88戸
- ・平成17年度：140戸
- ・平成18年度：148戸
- ・平成19年度：163戸
- ・平成20年度：199戸
- ・平成21年度：224戸
- ・平成22年度：323戸

(2) 新・木の住まいづくり助成事業

- ・平成21年度：235戸
- ・平成22年度：327戸

※上記(1)と(2)の併用

- ・平成21年度：145戸
- ・平成22年度：196戸

(実施しようとする取組)

今後は、これまでの取組に加え、宅地分譲説明

会などで木造住宅の良さ、安全性等を直接、消費者に伝えること等により、木造住宅の普及に努め、さらなる県産材の利用促進を図り、持続可能な森林経営を支援し、循環型社会の構築に役立つよう取組を進めています。



木造住宅(外観)



木造住宅(内観)

木の文化県構想の推進

(林業環境政策課)

○概要

環境と人に優しい素材である木を日常生活の中に取り入れ、木と触れ合う機会を創出するための事業を総合的に推進します。

■木の文化の文化賞表彰

木の文化県構想の定着を図るため、木造建築物、まち並みや風景、県民の活動の3部門で功績のあるものを顕彰しています。



受賞施設(土佐市立波介小学校)

環境や生態系に配慮した森づくりの推進

(木材産業課)

○概要

熱帯雨林など世界的な森林の減少、環境問題に対する関心が高まる中、「森林を経済的な価値だけで見ないで、水や土などの環境、そこにある多数の生物を絶滅させない環境を守り、後世に伝えていこう。」という考え方が重視されてきました。

これらの取組を、第三者機関が証明し、市民や消費者も一緒になって、森林の管理・経営を確かなものにしていこうという取組が「森林認証制度」です。

このような取組のひとつがF S C森林認証※1であり、国内ではじまったのがS G E C森林認証※2です。(下図参照)

図：森林認証の仕組み



○取組内容

森林認証制度では、社会的・経済的にも継続可能で、環境や生態系に配慮した森づくりを行っている森林がある基準に基づいて審査し、一定の水準を満たしている経営者と森林を認証（森林認証）、そこから生産される木材や木製品を他の森林のものと厳密に区分できる事業体を認証（加工・流通認証）し、認証製品にロゴマークをつけることによって、消費者に製品の信頼性を保証します。

消費者が認証を受けた製品等を選択的に購入することで、適切な森林管理を支援し、人と環境にとって最適な森林が広がることは、県が提唱する「木の文化県構想」の趣旨にも合致することから、森林認証材を普及するための取組に対して支援しています。

■県内の森林認証の状況

単位：h a

認証区分	認証取得団体	H22年度までの実績
FSC	梶原町森林組合	13,238
FSC	大正町森林組合	1,074
SGEC	四万十町	1,754
SGEC	中江産業(株) 土佐町林業研究会	4,021
SGEC	住友林業(株)	2,741
SGEC	日本製紙(株)	146

■加工流通（分別表示）認証

F S C 認証では、平成22年度現在、池川木材工業有限会社外5事業体（製材、建設業等）が取得しています。また、S G E C 認証では、大正町森林組合外6事業体が取得しています。

用語解説

※1 FSC森林認証

世界の環境団体、木材の生産・加工・流通を行う業者などが協力して、国際的な審査機関であるF S Cが設立されました。

F S Cでは、10の原則と56の国際基準により、認証に値するかどうかを審査しています。平成23年4月現在、世界81カ国で1,026ヶ所約14,097万ヘクタールの森林が認証されています。

※2 S G E C森林認証（「緑の循環」認証会議）

我が国にふさわしい森林認証制度を推進するため、森林・林業のみならず経済・産業、消費、自然環境など広範な方面の方々が参集して、平成15年に設立された組織です。

S G E Cの森林認証基準（7）、指標（35）により審査・認証しており、平成23年4月現在の認証実績は、国内116事業体で約86万ヘクタールとなっています。

自然環境を守る取組  
自然のふれあい

造林事業

(林業改革課)

○概要

森林には木材を生産するだけでなく、県土の保全や水源のかん養、近年では地球温暖化の防止といった、多面的な機能があります。このような公益的機能を十分に発揮させていくためには、間伐などの適正な森林の整備を進めていく必要があります。

そこで、森林に期待する機能区分（ゾーニング）に応じて、植栽や間伐などの森林整備に取り組む森林所有者や林業事業者などに対して、国の補助制度を活用して支援を行っています。

○森林の区分と整備

- ① 水土保持林  
国土の保全、水源のかん養機能などの発揮に重点をおいて整備する森林
- ② 資源の循環利用林  
効率的・持続的な木材の生産に重点をおいて整備する森林
- ③ 森林と人との共生林  
森林生態系の保全や森林レクリエーションなど森林空間の利用に重点をおいて整備する森林

■平成22年度の実績

人工造林	157ha
下刈り	915ha
除間伐	4,832ha



荒廃した森林



手入れされた森林

みどりの環境整備支援事業

(林業改革課)

○概要

二酸化炭素吸収など森林の有する公益的機能\*の発揮を図るとともに、将来的に荒廃森林の発生を防止するため、森林環境税を活用して林業事業者等による若齢林の森林整備を支援します。

用語解説

※ 公益的な機能

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能

物部川上流域における森林整備の推進

(公営企業局電気工水課)

○公営企業局の森

公営企業局では、物部川流域の3ヶ所で水力発電を行っています。安定的な事業の推進には、年間を通じて一定の河川水量の確保が必要となります。

このため平成5年度から物部村（現香美市）、香北町（同左）、香我美町（現香南市）において109.8haの森林を購入するとともに広葉樹を主体とした人工植栽による水源かん養林の造成、また、森の保水力の向上及び維持のための下草刈りなどの手入れを行ってきました。

この「公営企業局の森」の育成に加え、新たに平成19年度からは、杉田ダム上流域で行われる人工林の間伐に上積みの助成を行うことにより間伐を促進させ、森林の水源かん養機能の向上を図り、併せて、地域林業の振興に寄与することとしています。

■公営企業局の森（概要）

購入面積	109.8ha
植栽実績	248,898本（85.34ha）
下草刈り	平成20年度完了

○ニホンジカの食害対策

物部川上流の水源地帯では、樹木や笹のシカ食害が拡大しており、森林の保水力低下と、山林崩壊や土砂流出を招くおそれが高まっています。

このため、流域で行われるニホンジカの捕獲に対して報償金の上積みを行い、生態系の保全と水源かん養機能等森林の公益的機能の維持増進を図ります。

緑のダムを創る  
水源地域整備事業

(治山林道課)

○概要

森林の持つ機能には、土砂流出防止機能や水源かん養機能などがあり、地球温暖化防止対策の観点から二酸化炭素吸収源と位置付けられています。

これらの機能も森林の整備が適正に実施されず荒廃した森林では期待できません。

水源地域整備事業は、ダム上流の水源地や集落などが取水している水源において、治山ダムなどのハード工事と一体的に森林整備工事を行う事業です。

水源地に発生した崩壊地や土砂を流出している溪流があればハード工事対策します。その周辺に手入れがされず昼間でも林内は真っ暗、下草も光が届かず自生していない荒廃森林があれば、本数調整伐を行い一体的に整備して、健全な森林に誘導していきます。

このように整備された森林では、広葉樹などの下層植生が導入されて、土砂の流出の防止や保水力がアップするなど、緑のダムとして機能するようになります。



事業施行前



事業施行後

生活環境保全林整備事業

(治山林道課)

○概要

生活環境保全林整備事業は、森林の持つ国土保全・水源かん養・保健休養等の公益的機能の中で近年特に森林の保健休養機能が重視されてきたことから、現存する森林をそのまま保健休養林として指定するのみでなく、都市周辺及び近郊地域に所在する森林を対象として、国土の保全機能等に保健機能を併せ、総合的に機能を発揮させるよう積極的に森林の整備を行う事業です。

平成13年度より事業を実施した北川村野友においては、希少な植物や生物も確認され、いかにそれらを保存し周囲との美観に配慮するかが求められました。このような状況の下荒廃森林を復旧しつつ、森林整備を行い、健全で高度な機能を発揮する保安林とすべく事業に取り組みました。



治山施設施行後に植栽を実施



既存の植生を残し管理歩道を実施

環境先進企業との協働の森づくりの推進

(環境共生課)

○現状と課題

森林は地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）吸収機能をはじめとした様々な「力」を持っていますが、現在は木材価格の下落などから手入れが行き届かなくなり、その機能を十分に発揮できない状況になっています。

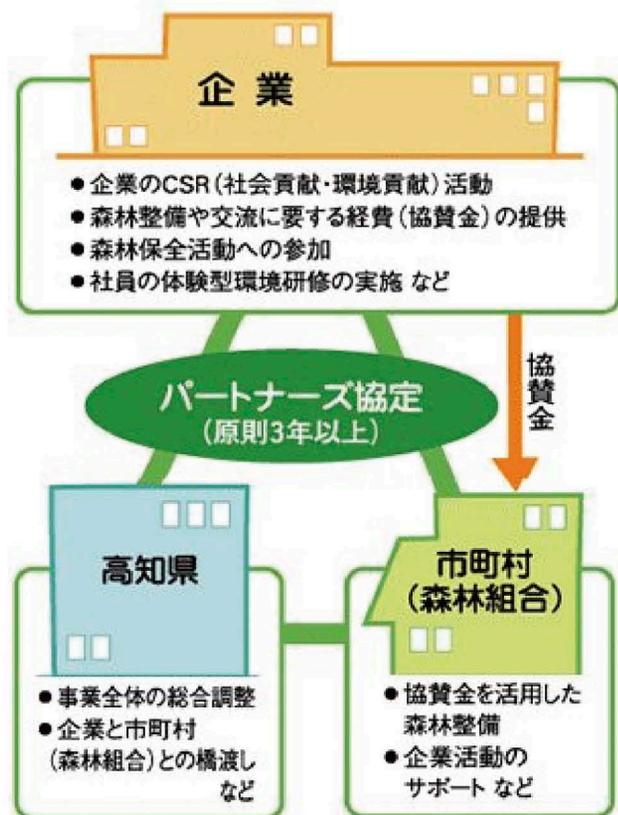
「協働の森づくり事業」は、環境問題に積極的に取り組んでいる企業と地域とが協働して「森林整備」と「交流」を柱とした取組を行うことで、現在手入れの行き届かない状況となっている森林（人工林）の再生を進めようとするものです。

企業等から提供のあった協賛金を活用し、協定の対象となった森林（協定森林）の手入れ（主に間伐）を実施するとともに、協定森林において企業の社員や家族の皆さんに間伐体験を行っていただくなど地域との交流も進めています。

また、希望する企業等に対して、協定森林で吸収される二酸化炭素量を京都議定書に準じて算定し、「CO<sub>2</sub>吸収証書」を発行しています。

今後は、「協働の森」がない市町村に対し積極的に締結を呼びかけていきます。

「環境先進企業との協働の森づくり事業」の仕組み



Collaborative Forest Restoration with Environmentally Progressive Companies.

「森の力」ロゴマーク

○施策の展開

(実施した取組)

1 協働の森づくり事業パートナーズ協定の締結

平成18年度からこれまでに、51件のパートナーズ協定を締結し、市町村や森林組合などにより、協賛金をもとにした森林整備を進めるとともに、協賛企業が参加する森林ボランティア活動への支援や地域との交流行事が活発に行われています。

■平成23年7月末現在 51件 (別紙一覧表のとおり)



パートナーズ協定締結式(高知西ロータリークラブ)の様子



交流活動(間伐作業)の様子

## 2 CO2吸収証書の発行

平成19年度から協賛企業に対して、CO2吸収証書の発行を行い、企業や団体のCSR活動を目に見える形にしており、これまでに121件の証書を発行しています。

年度	発行件数	備考
平成19年度	3件	
平成20年度	18件	
平成21年度	28件	
平成22年度	34件	
平成23年度	38件	H23.6.30現在



CO2吸収証書  
(浅野環境ソリューション株式会社)

## 3 協働の森フォーラムの開催

「協働の森づくり事業」のパートナーズ協定を締結した企業と知事、市町村長が一同に集まり、森林の再生や、環境問題について自由に議論を行う、フォーラムを平成19年度から、年1回開催しています。

平成22年度は安芸市で開催し、協定を締結した企業・団体等の代表と市町村長、高知県知事など総勢120名が集まり、「環境問題と産業振興」、「協働の森を契機とした企業間連携と地域との交流の促進」及び「オフセット・クレジットを活用した森林の再生と地域振興」をテーマに活発な議論が行われました。

平成23年度も引き続き、協働の森づくり事業のパートナー間の連携や地域との絆を一層深めることを目的として、秋にいの町で開催する予定です。

(実施しようとする取組)

### 1 協働の森づくり事業の拡大

地球温暖化が進行するなか、森林の再生は温暖化防止につながるため、森林の社会的役割が高まっています。また、平成20年度には環境省により、自主的なカーボン・オフセット<sup>※1</sup>に用いることができる「オフセット・クレジット（J-VER）制度<sup>※2</sup>」が創設され、森林吸収を促進する間伐の取組が対象となっています。一方では、企業の環境に対する意識も高まっており、カーボン・オフセットの取組を進める企業も増えてきています。

このため、平成22年度より、高知県J-VER制度を立ち上げ、協働の森づくり事業により間伐整備された協定森林において、高知県J-VER制度の取組を進めることが可能となりました。

今後は、このようなインセンティブとなる仕組みを活用しながら、より多くの企業の参画を促進していきます。



平成22年度「協働の森フォーラム」

### 用語解説

#### ※1 カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができないCO2等の温室効果ガスの排出について、[1]まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、[2]どうしても排出される温室効果ガスについてその排出量を見積り、[3]排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるといった考え方です。カーボン・オフセットは、オフセットを行う主体自らの削減努力を促進する点で、これまで温室効果ガスの排出が増加傾向にある業務、家庭部門等の取組を促進することが期待されます。

#### ※2 オフセット・クレジット（J-VER）制度

環境省が立ち上げた制度で、日本国内（J: Japan）におけるVER: Verified Emission Reduction（検証された排出削減）の略。京都メカニズムによる排出削減クレジットと異なり、一定の基準を満たす自主的な排出権でカーボン・オフセットに利用されるものを指します。

「パートナーズ協定」締結一覧表(H23.7月末現在)

NO	森の名前	企業・団体名	所在地	協定期間(協定日)
1	いの町・三井協働の森	三井物産株式会社	いの町	3年(H18.5.23~) 3年(H21.4.1~)
2	たっすいがは、いかん!の森	キリンビール株式会社	四万十町	3年(H18.5.24~) 3年(H21.6.10~)
3	やなせ水源の森	電源開発株式会社	馬路村	5年(H18.7.25~)
4	四万十 よんでんの森	四国電力株式会社	四万十町	5年(H18.9.8~)
5	私の青空 高知龍馬空港・梶原の森	全日本空輸株式会社(ANA)	梶原町	3年(H18.10.19~) 3年(H21.10.19~)
6	"もったいない"未来に夢をつなぐ森	矢崎総業株式会社	梶原町	5年(H18.10.24~)
7	JTの森奈半利	日本たばこ産業株式会社(JT)	奈半利町	5年(H18.11.1~)
8	いの町 太陽が育む森	太陽石油株式会社	いの町	3年(H18.11.9~) 3年(H21.11.9~)
9	損保ジャパン・いきいき共生の森	株式会社損害保険ジャパン	馬路村	3年(H19.1.24~) 3年(H22.6.4~)
10	トヨタ車体グループの森	トヨタ車体株式会社	南国市	3年(H19.2.9~)
11	コープ自然派の森	生活協働組合連合会コープ自然派事業連合	土佐町	3年(H19.2.14~) 3年(H22.3.19~)
12	未来を鏡に~四銀絆の森	株式会社四国銀行	高知市	10年(H19.3.15~)
13	ルネサスの森	ルネサスエレクトロニクス株式会社高知事業所	香美市	5年(H19.3.26~)
14	住友大阪セメント~須崎 未来を拓く森	住友大阪セメント株式会社	須崎市	5年(H19.4.1~)
15	高知トヨベットの森	高知トヨベット株式会社	土佐市	3年(H19.5.7~) 3年(H22.5.25~)
16	Kawasaki-仁淀川学びの森	川崎重工株式会社カワサキプラントシステムズ株式会社	仁淀川町	3年(H19.5.18~) 3年(H22.9.10~)
17	三菱UFJ信託「想い」をつなぐ森	三菱UFJ信託銀行株式会社	大豊町	3年(H19.6.14~) 3年(H22.6.14~)
18	コクヨ-四万十 結の森	コクヨ株式会社 コクヨオフィスシステム株式会社 コクヨS&T株式会社	四万十町	9年(H19.7.23~)
19	日本興亜・畑山の森林	日本興亜おもいやり倶楽部(日本興亜損害保険株式会社)	安芸市	3年(H19.8.6~) 3年(H22.9.14~)
20	富士通グループ-中土佐 黒潮の森	富士通グループ(富士通株式会社、株式会社富士通四国システムズ、株式会社富士通四国インフォテック、株式会社富士通エフサス)	中土佐町	3年(H19.10.22~)
21	モア・トゥリーズの森	一般社団法人 more trees(坂本龍一理事他)	梶原町	3年(H19.11.30~)
22	FORESTYO	一青 窈	中土佐町	3年(H19.12.3~)
23	四万十ハートの森	株式会社ハート	四万十町	3年(H20.2.1~)
24	日本道路の森	日本道路株式会社	梶原町	3年(H20.2.13~) 3年(H23.4.1~)
25	三愛石油オプリの森	三愛石油株式会社	本山町	3年(H20.4.1~) 3年(H23.4.1~)
26	土佐ツムラの森	株式会社ツムラ	越知町	3年(H20.6.9~) 3年(H23.4.1~)
27	清流安田川を育む森	電源開発株式会社	安田町	5年(H20.6.24~)
28	つなぎの森 四国 いの町	西日本高速道路株式会社四国支社 西日本高速道路サービスホールディングス株式会社	いの町	3年(H20.8.4~)
29	土佐料理 司 鮎を育む森	株式会社加寿翁コーポレーション	いの町	3年(H20.8.5~)
30	モア・トゥリーズの森	一般社団法人 more trees(坂本龍一理事他)	中土佐町	3年(H20.8.18~)
31	高知工科大学-物部川共生の森	高知工科大学/高知工科大学後援会	香美市	3年(H20.9.8~) 3年(H23.7.8~)
32	土佐町とらっくの森	社団法人高知県トラック協会	土佐町	3年(H20.10.14~)
33	NTT 光の森	NTT西日本グループ	高知市	3年(H20.11.11~)
34	土佐山 オンワード"虹の森"	株式会社オンワードホールディングス	高知市	3年(H20.11.14~)
35	原宿表参道櫛会 元気の森	商店街振興組合 原宿表参道櫛会	高知市	3年(H20.11.29~)
36	奈半利川あゆを守る森	奈半利川淡水漁業協同組合	北川村	5年(H20.12.19~)
37	RIVER しまんと森	株式会社四万十ドラマ	四万十町	3年(H21.1.27~)
38	三菱商事 千年の森	三菱商事株式会社	安芸市	4年(H21.2.3~)
39	旭食品 RISSIの森	旭食品株式会社	高知市	3年(H21.2.10~)
40	東京海上日動 未来への森	東京海上日動火災保険株式会社	安芸市	5年(H21.5.15~)
41	地球のために 未来のために 四万十市 NSESの森	日鉄環境プラントソリューションズ株式会社	四万十市	3年(H21.8.7~)
42	僕と地球を繋ぐ森	株式会社デジタルマーケット	四万十町	5年(H21.8.12~)
43	セントラルグループ 香美市物部の森	セントラルグループ	香美市	3年(H22.2.4~)
44	龍馬の森(RYOMA FOREST)	福島ミドリ安全株式会社	津野町	3年(H22.4.1~)
45	朝日・輝く森	株式会社朝日技研/朝日協力企業会	土佐町	3年(H22.6.21~)
46	土佐町 風の森	株式会社駒井ハルテック	土佐町	3年(H22.7.2~)
47	清流の森	株式会社清流メンテナンス	四万十市	3年(H22.11.24~)
48	アサノ Eco~木漏れ日の森	浅野環境ソリューション株式会社	四万十市	3年(H22.11.24~)
49	梶原 交流の森	社団法人四国建設弘済会	梶原町	3年(H22.11.25~)
50	高知西ロータリークラブ創立40周年記念の森	高知西ロータリークラブ	佐川町	3年(H22.11.26~)
51	太平洋を育む土佐山の森	太平洋セメント株式会社	高知市	3年(H23.3.24~)

**砂防事業による流域環境保全と中山間地域の活性化対策** (防災砂防課)

○現状と課題

高知県は、森林面積が県土の8割以上を占め、起伏の激しい地形と、弱く脆い地質などの要因から土砂災害危険箇所が多く存在しています。

中山間地域では、急激な過疎・高齢化や木材価格の低迷による林業採算性の悪化などから、間伐などの山の手入れが十分に行き届かず、放置された人工造林地も少なくありません。

土壌の流出などによる山地の荒廃が進みつつあり、近年、多発する集中豪雨等から、土石流や流木などによる山林・河川・海岸への影響や人家等への被害が予想されます。

中山間地域の住民は、このような土砂災害の危険といつも隣り合わせの生活を余儀なくされています。

○施策の展開

(実施した取組)

高知県では、これまで、土木部と林業振興・環境部との間で“中山間地域の振興、中山間地域の活性化”を全体目標に掲げ、中山間地域の防災力向上や林業の活性化の視点から、事業連携を推進するため勉強会を開催してきました。

また、平成21年度には、砂防堰堤の上流に学校林を持つ県立窪川高校と砂防施設の機能維持を行う四万十町事務所が、森林の健全化と流木災害の防止を目的に間伐などの協同作業を行いました。

(実施しようとする取組)

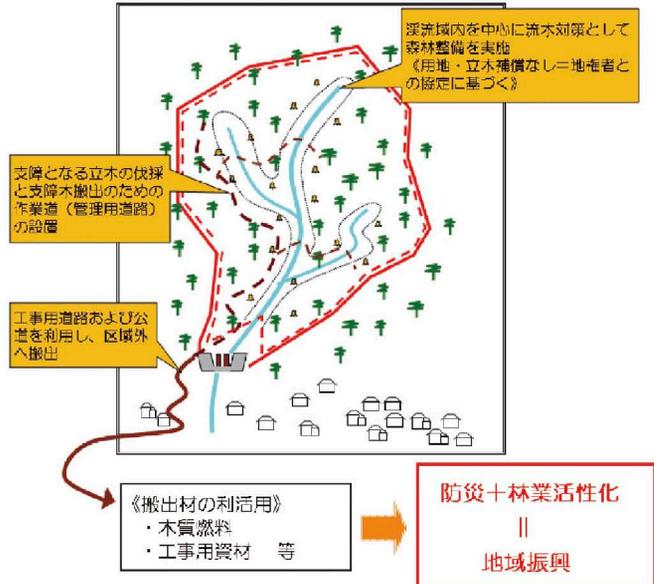
1 森林・砂防連携事業 (仮称)

自然環境に対する県民の関心・意識が高まる中、高知県では砂防事業による取組として、砂防堰堤工事箇所上流域において、流木災害を未然に防ぐことを目的に、流木の基となる倒木や倒木となる恐れのある立木の伐採、林内に放置された伐採木や枝・根を含めた支障木の搬出を行うこととしています。

搬出した支障木は建築・木工などの資材として、また木質バイオマス(ペレット燃料)の資材として活用することとしており、市場搬出により得られた収益は地権者へ還元することとしています。

この取組により、里山集落周辺的生活環境の改善のほか、中山間地域における新たな雇用の創出や林業・木材業の活性化、地権者のモチベーションの向上などにも繋がることを期待されます。

【事業のイメージ】



【搬出材の活用(例)】

林地残材および間伐材を搬出



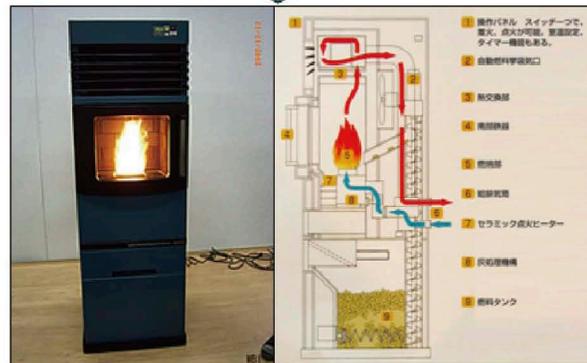
木質チップ化



ペレット(固形燃料)への加工



ペレットストーブへの活用



自然環境を守る取組